

令和 7 年度男女共同参画企画提案型委託事業

「徳島市男女共同参画に関する学習会」開催業務 募集要領

はじめに

本事業への参加にあたっては、この募集要領及び別紙「令和 7 年度『徳島市男女共同参画に関する学習会』開催業務 委託仕様書」を熟読した上で応募ください。

1 趣旨・目的

地域における多様な人材の力を生かし、徳島市における男女共同参画をより一層推進するため、市民を対象とした男女共同参画に資する学習会（講座、セミナー、講演会、ワークショップ等）の開催に係る事業提案を募集します。

2 業務内容

(1) 業務名

令和 7 年度「徳島市男女共同参画に関する学習会」開催業務

(2) 業務内容及び履行方法

別紙令和 7 年度「徳島市男女共同参画に関する学習会」開催業務委託仕様書のとおり

(3) 募集事業件数

5 事業程度

※ 1 団体の提案件数は、1 事業まで。

(4) 提案上限額

1 件 120,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 提案上限額の範囲で見積もること。当該金額は、企画提案のために提示する額であり、契約金額ではない。

(5) 業務実施期間

契約締結日（令和 7 年 6 月下旬予定）から令和 8 年 2 月 28 日まで

3 参加資格

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(1) 任意団体、NPO 法人等で、次の要件を満たしていることが必要です。

① 徳島市男女共同参画センターの登録団体（応募時に新規登録可）または、構成員が 5 人以上であり、その過半数が徳島市内に在住、在勤又は在学する者である団体

② 団体運営についての規約を有し、予算や決算、事業報告を的確に行っていること

③ 団体活動の拠点が徳島市内であること

④ 営利活動、政治活動、宗教活動を目的とする団体ではないこと

⑤ 個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報を適切に取り扱うことができること

⑥ 徳島市暴力団排除条例（令和元年条例第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 項に規定する暴力団員である役職員を有する団体並

びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと

- (2) 国、県、市町村、他の機関から助成等を受けている事業は対象外とします。

4 対象事業

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた内容であること

テーマ（例）
・男女共同参画の視点に立った意識啓発
・女性に対する暴力の根絶
・様々な分野における女性の参画拡大
・生涯を通じた健康づくり（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）
・男女の職業生活と家庭生活の両立
・地域における男女共同参画
・男女共同参画の視点に立った防災
・その他、男女共同参画に関するテーマと認められるもの

- (2) 広く市民を対象とすること
(3) 開催場所は徳島市内とすること
(4) 参加予定者が概ね10人を超えるもの
(5) 参加費は無料とすること。ただし、教材費等実費については徴収可能
(6) 営利を目的とした活動や宗教活動、政治活動にあたらぬものであること
(7) 団体への入会勧誘を目的としないもの

5 対象経費の区分

- (1) 対象経費は、下記表のような事業に直接必要な経費に限る。

経費の区分	経費の例
謝礼	講師等出演者への謝礼 (実施団体の構成員が講師等出演者となる場合は、謝礼ではなく、人件費として計算すること)
人件費	事業に直接必要なスタッフ等の人件費 (業務内容や時間単価、人員数、時間等積算根拠を明確にすること、また、金額は24,000円を上限とする)
旅費	講師交通費等
消耗品費	文房具等事業に係る消耗品等
食糧費	講師のお弁当、お茶代
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷物代
通信運搬費	郵送料、機材運搬費、オンライン開催等に係る諸経費等
借上料	機器等の借上料
使用料	会議室等の施設使用料
その他の経費	事業参加者のための託児料、事業に係る保険料等

- (2) 人件費のみの計上は認めない。
- (3) 提案団体の日常的な運営経費、事務機器等の備品購入に要する経費は、対象外とする。

6 事業スケジュール

本事業の概ねの日程は次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
募集期間	令和7年5月15日(木)から令和7年6月14日(土)まで
提案審査	令和7年6月下旬
審査結果の通知	令和7年6月下旬
業務実施期間	契約締結日から令和8年2月28日(土)まで
事業報告	令和8年3月14日(土)まで

7 提出書類

- (1) 次の書類を郵送または持参、メールで提出すること。郵送の場合は期限までに必着のこと。

- ① 企画提案申込書（様式第1号）
- ② 実施団体等概要書（様式第2号）
- ③ 企画提案書（様式第3号）
- ④ 事業収支予算書（様式第4号）
- ⑤ 事業スケジュール（様式第5号）
- ⑥ 業務実施体制（様式第6号）

- (2) 提出先

徳島市男女共同参画センター

〒770-0834 徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階

受付時間：午前9時30分から午後6時00分（月曜、水曜～土曜）

休館日：火曜、日曜、祝日

- (3) その他

本企画提案に係る書類作成等の費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類や資料はお返ししません。提出された企画提案書等の著作権は応募者に帰属します。市が応募者に無断で他の目的に使用することはありません。また、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）に基づく公開請求の対象となります。

8 審査について

市において、応募書類の内容を審査し、事業内容について評価基準に基づき点数の高い順に決定します。また、必要に応じてヒアリングを実施いたします。ただし、合計点の合算が配点の6割に満たない場合は選外とします。

9 審査基準

応募者の提案に対する審査項目及び審査内容は次のとおりです。

(1) 審査点

極めて優れている：5点 優れている：4点 普通：3点
やや劣っている：2点 劣っている：1点

(2) 審査基準の項目及び配点

項目	審査内容	係数	配点
全体構成について 【30点】	(1)業務の目的・内容を理解しているか	× 3	15点
	(2)男女共同参画の視点をとらえた企画内容を提案しているか	× 3	15点
企画内容について 【40点】	(1)企画内容が、現在の社会情勢において、必要なものであり、魅力的な内容となっているか	× 3	15点
	(2)市民が参加しやすい工夫がなされており、多くの集客が見込める内容となっているか	× 3	15点
	(3)事業実施費用の積算が経済的かつ適切に行われているか	× 2	10点
実施体制について 【30点】	(1)委託業務を適切に実施できる活動実績があるか	× 2	10点
	(2)委託業務を遂行するための体制が整っているか	× 2	10点
	(3)計画的で無理のない実施スケジュールとなっているか	× 2	10点
合 計			100点

10 結果の公表

審査結果は、決定事業、実施者等について、徳島市ホームページに掲載します。審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。

11 委託契約

原則として、決定した事業実施者と市が協議し、契約上限額の範囲内で「徳島市契約規則」に基づき締結します。ただし事業実施者との協議が整わない場合は、次順位以降の者と協議し契約を締結する場合があります。

12 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その応募者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がないものが提案したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提出期間までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (4) 提案上限額を超えた提案をしたとき。
- (5) 提案書類が本募集要領等に定める様式及び留意事項に適合しない場合。
- (6) その他不正な行為があったとき。

13 その他

- (1) 本業務の実績報告書の検査では、かかった経費について、支払書、領収書等の支払い根拠書類の原本を提出いただき、確認の上、実際に支出した額で精算します。なお、事業実施に必要な場合に限り、契約金額の半額を上限として、前払いが可能です。
- (2) 本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方の協議の上決定します。
- (3) 委託契約の締結に要する費用は受託者の負担になります。

14 募集及び問合せ先（事務局）

徳島市男女共同参画センター

〒770-0834 徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階

電 話：088-624-2611

FAX：088-624-2612

メール：danjo_center@city-tokushima.i-tokushima.jp